

保護者様

亀山市立川崎小学校
校長 西口昌毅

暴風警報、暴風雪警報発令時等における対応について

暴風警報、暴風雪警報等が発令された場合や解除された場合は、下記のようにさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1. 始業（8時30分）前に発令されている場合→**登校させないでください。自宅待機です。**

※市町ごとに発令されます。

2. 暴風警報、暴風雪警報が解除された場合

午前7時までに解除された場合	保護者が安全を確認の上、通常通り集団登校させてください。
午前7時以降 午前8時30分までに解除された場合	保護者が安全を確認の上、すみやかに登校させてください。 原則として、集団登校は行いません。 ・学校到着が遅れても「遅刻」扱いにはしません。 ・簡易給食で授業を行います。
午前8時30分以降 午前11時までに解除された場合	川崎小「メール配信システム」にて、授業開始時刻等をお知らせします。保護者が安全を確認の上、登校させてください。原則として、集団登校は行いません。 ・学校到着が遅れても「遅刻」扱いにはしません。 ・午前中に授業開始の場合は、簡易給食で、授業を行います。

3. 午前11時においても暴風警報、暴風雪警報が解除されない場合→**休校です。登校させないでください。**

4. 登下校途中において暴風警報、暴風雪警報が発令された場合→**すみやかに帰宅させます。**

- ・川崎小「メール配信システム」で、保護者や関係者の方々等へ、帰宅の措置をとることを連絡します。
- ・子どもたちが安全に帰宅できるよう、学校職員は巡回指導を行います。保護者の方もご協力ください。
- ・登下校中の場所によっては、学校で待機させ、様子を見てから帰宅させます。

5. 始業後に暴風警報、暴風雪警報が発令された場合→**直ちに授業を中止して、すみやかに帰宅させます。**

- ・川崎小「メール配信システム」で、保護者や関係者の方々等へ、帰宅の措置をとることを連絡します。
- ・ただし、帰宅させることが危険と判断される場合は、学校に待機させ、様子を見てから帰宅させることとします。

6. 気象特別警報が発表された場合「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」等、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい特別警報が出された場合も、前記1～5のとおり対応します。

7. その他

- ・台風の進路、速度等や学校のおかれている諸条件からみて、上記の処置が著しく不適切と考えられる時は、上記にかかわらず市教育委員会や学校長の判断により、その都度適切な処置を講じます。その場合、台風襲来予想の前日に新たな連絡をする場合もあります。
- ・暴風警報等が発令されていなくても、大雨・洪水警報、雷等の注意報が発令されるなど危険が明らかに予想される場合は、各家庭の判断で登校を一時見合わせるなど適切な処置をとってください。その場合は、各家庭より学校（85-0108）に連絡してください。